

建築物の管理は 所有者の責務です

問合せ 建築課建築行政係



建築物やその敷地の付属物が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者がその責任を問われ、訴訟となることもあります。倒壊や建築材の飛散、雑草・雑木の放置による害虫発生などが起こらないよう、近くに住む人の身になって定期的な管理を行いましょう。ご自身で定期的な管理がしきれないと感じたら、少しでも早めに業者や知り合いなどに管理を依頼しましょう。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」とは

建築物のうち、特に「空家等」について、所有者または管理者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理をするように規定し、住民に最も身近な市町村による対策の実施の重要性と国や県の役割が記されています。また、特に管理状態のよくない「特定空家等」への措置を定めています。

空家に関する情報をお寄せください

- ・人の出入りが無い
- ・電気、ガスなどのメータが撤去された
- ・1人で暮らしていた住人が施設入所や入院、死亡などで住まなくなった
- ・家族そろって引っ越したと聞いた
- ・廃業した

さまざまな理由で使用されなくなった建築物の所在地や外観などを建築課へお知らせください。状態がよくない場合は、現地調査を行います。

建築物の将来も考えましょう

今、空き家を所有していない人も他人事ではありません。今は親族が住んでいる家も、将来は空き家となり、あなたが所有者となるかもしれません。今あなたが住んでいる家も、引き続き住む人がいなければ空き家になるかもしれません。

住んでいる人の将来と合わせて、建築物の将来も考えましょう。

地域の人に声をかけましょう

利用状況がわからない建築物があることは、近隣に住む人にとっては不安の種です。住んでいるあいだは、地域の活動に参加するなどし、不在時の家を近隣の人に見守ってもらえるような関係を築きましょう。住まなくなるときには建物の管理者の連絡先を近隣の人や町内会に必ず伝えましょう。管理などで訪れる際には近所の人へ声をかけ、豪雨、強風などの自然災害による被害や放火、犯罪利用などの異変をいち早く知らせてもらえるをお願いしましょう。



空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した人が当該家屋または取壊後の土地について、平成28年4月1日から31年12月31日までに一定の要件を満たす譲渡をした場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。詳しくは刈谷税務署または国土交通省ホームページをご確認ください。

特例措置の適用を受けるための必要書類である「被相続人居住用家屋等確認書」の交付は、空き家所在地の市町村で行っています。市内の空き家が対象の場合、建築課へ申請してください。なお、申請から交付まで1週間程度かかります。できる限り事前にご相談ください。